

## いじめ防止対策の推進に向けた取組に係るご意見のまとめ

※奈良県いじめ対策連絡協議会では、これまで、いじめ重大事態のアセスメントを行い、各委員の立場から考えられるいじめ防止の推進に向けた取組について、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の観点からご意見を伺ってきました。いただいたご意見について、今回、「奈良県いじめ防止基本方針」の項目ごとに整理し、以下のとおり、取りまとめました。

### 1. 学校が実施する取組

(1) 未然防止 . . . . . P. 2

(2) 早期発見 . . . . . P. 4

(3) 早期対応 . . . . . P. 6

### 2. 家庭における取組

(1) 未然防止 . . . . . P. 8

(2) 早期発見 . . . . . P. 8

(3) 早期対応 . . . . . P. 9

### 3. 地域や関係機関等における取組

(1) 未然防止 . . . . . P. 10

(2) 早期発見 . . . . . P. 11

(3) 早期対応 . . . . . P. 11

## 1. 学校が実施する取組

### (1) 未然防止

#### 「奈良県いじめ防止基本方針」の抜粋

##### (1) いじめの防止

- ① 教職員が真摯に児童生徒と向き合うことができる体制の構築
  - ・ 校内研修の充実と教職員の指導力向上
  - ・ 教職員が一致協力した校内指導体制の確立
  - ・ 教職員が互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気構築
  - ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の活用
- ② 児童生徒の人権意識の高揚と豊かな心の育成
- ③ 児童生徒の道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- ④ いのちの尊さを学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進
- ⑤ 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進
  - ・ 授業改善の取組、個に応じた学習支援の推進
  - ・ 主体的な学びだけでなく、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブ・ラーニングの実践（児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等）
- ⑥ 情報教育の充実
  - ・ 情報モラル教育の推進
  - ・ 家庭内でのモラル教育やルールづくり等の啓発
- ⑦ 保護者・地域・関係機関との連携
  - ・ 保護者への啓発、いじめ問題への取組状況を家庭や地域、関係機関等に情報提供
- ⑧ 学校として特に配慮が必要な次の児童生徒に関する理解の促進と適切な指導・支援の実施
  - ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒
  - ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等
  - ・ 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒
  - ・ 被災した児童生徒又は被災等により避難している児童生徒

#### <主な意見>

#### ア 教職員が児童生徒と向き合うための体制構築及び適切な指導・支援の実施

1. 教職員に対する児童生徒理解に関する研修会等による資質向上を図る。
2. 「こころと生活等に関するアンケート」やストレスチェックアンケート等の結果をもとにスクリーニング会議を実施し、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）と協議し、気になる児童生徒の早期発見・支援に努める。
3. 担任や養護教諭、SC、SSW、部活動顧問等が把握できている情報（行動パターン、友人関係、家庭環境、価値観など）を、職員会議や校内委員会等の場

において、学校全体で共有し、児童生徒の特性把握を行うとともに、対応策を検討する。

4. 教員がいる職員室、養護教諭がいる保健室、司書（教諭）がいる図書室、SCがいる相談室等の部屋を、児童生徒が入りやすい場にするなどの「児童生徒の居場所づくり」を行う。

## イ 児童生徒の人権意識や自尊感情の高揚と豊かな心の育成

1. 学校の教育活動全体を通じた道徳・人権教育の充実を図る。
2. 児童生徒自らがいじめの問題を主体的に考え、行動する取組を推進する。
3. 多様性を認め合い、互いの違いを理解できる集団づくりを進める。
4. 児童生徒に法や自校の学校いじめ防止基本方針について理解を深め「いじめの認知に関する考え方」を周知する機会を設ける。
5. SCと協働し、SOSを出せるようになるための心理教育、ソーシャルスキル・トレーニングやアンガーマネジメントなどの心理教育を実施する。
6. 児童生徒に対する道徳授業や講演会による啓発活動を実施する。
7. わかりやすく、個に応じた授業になるよう工夫し、児童生徒の自己肯定感を高める。
8. 「異年齢交流」を例とした、児童生徒が活躍でき、他者の役に立てていると実感できる機会を増やす。
9. 「利他」についても学ぶなど人権意識の啓発を行う。

## ウ 保護者・地域・関係機関との連携

1. 保護者に対するいじめの講演会等による啓発活動を実施する。
2. 「いじめに関する保護者アンケート」等を実施し、学校の取組や子どもの様子を共有する機会を設ける。
3. 奈良弁護士会が実施している、いじめ予防授業を活用する。
4. 学校の「いじめ防止」に関する取組を保護者、地域に周知し、家庭と共にいじめ防止に取り組む意識を醸成する。
5. 警察と連携し、非行被害防止教室を実施する。
6. 法務局が実施する、いじめを含む子どもの人権問題に関する研修の講師派遣を活用する。
7. 「地域学校共同活動」やコミュニティ・スクールの取組を進め、地域の大人と関わる体験をする。

## (2) 早期発見

### 「奈良県いじめ防止基本方針」の抜粋

#### (2) 早期発見

##### ① 教職員の資質の向上

人権意識といじめに対する正しい理解をもち児童生徒の安全・安心を確保する姿勢を徹底します。また、些細なサインを見逃さないため、児童生徒の雰囲気を敏感に察知する共感力やカウンセリングマインドの育成に努めます。

##### ② 定期的なアンケート調査や個人面談、人目につかない場所の巡回などによる情報収集

##### ③ 家庭との連携

「いじめのサイン発見シート」を保護者に配布し、保護者との連携の下、いじめのサインを細やかに捉えていきます。またサインが見つかった場合には家庭訪問をして、保護者の気持ちに寄り添った対応を行います。

##### ④ 教育相談体制の充実教職員間の連携

「個人別生活カード」等の活用による情報収集と全教職員による情報共有

##### ⑤ 外部専門家との連携

## <主な意見>

### ア 教職員の資質向上

1. いじめに関する研修等を実施し、いじめに対する正しい理解を深める。
2. いじめの認知の徹底を図るとともに、定期的なスクリーニングなどを通して組織的に発達特性や学校生活、家庭に課題を有する児童生徒の要見守り状態を可視化し、ささいな変化に気づき、対応する力を醸成する。
3. 担任が抱え込むことなく、教員同士が受容的・支持的・相互扶助的な人間関係を形成することで、同僚性を形成する。
4. SCらと連携し、子どもの心の状態についての適切なアセスメント力を高める。

### イ アンケート調査や個人面談、巡回などによる情報収集

1. 「気付き見守りアプリ」等を用いて、日常の児童生徒の様子について教職員間での情報共有を行う。
2. 児童生徒に対して「いじめアンケート」を年に2回以上実施し、いじめに関係すると思われる内容があれば、早期に対応する。
3. 教職員にSCやSSWを交えて「いじめアンケート」結果及びいじめ事案の検討会等を行い、気になる児童生徒を早期に見だし、適切な支援につなげる。
4. 「校内巡回チーム」を組織し、休み時間等に見回りを行う。
5. 部活動内でのいじめを防止するため、定期的に部室等、部活動に関わる場所の管理や点検を行い、些細な変化に気付けるように努める。

**ウ 教育相談体制の充実**

1. いじめ問題の相談窓口（あすなろダイヤル、子どもの人権110番、ヤング・いじめ110番、24時間子どもSOSダイヤル、悩みならメールなど）の周知を図る。
2. 児童生徒間で相談し合える場づくりなど、児童生徒同士の問題解決力の向上を促進する。

**エ 教職員間や外部専門家、家庭との連携**

1. 部活動内など、教職員が気づきづらい場面で発生するいじめの早期発見に努めるため、学校と保護者や部活動等の関係者との連絡を密にする。
2. いじめ対策委員会等へ弁護士等の専門家が出席し、いじめアンケートの分析、対応などの協議を通じ、いじめに関わる教職員間の知見を深める。
3. SNSでの内容を調査する有料サービスを利用し、学校の児童生徒が不適切な書き込みをしていないか、またはターゲットになっていないか把握する。

### (3) 早期対応

#### 「奈良県いじめ防止基本方針」の抜粋

##### (3) いじめへの対応・再発防止

- ① 正確な情報の把握と教職員間の共通理解
- ② 指導方針の決定と教職員の役割分担
- ③ 「個人別生活カード」等による記録とその活用
- ④ いじめ事象の内容等を速やかに家庭及び学校の設置者等へ報告

#### <主な意見>

##### ア 正確な情報の把握による事実確認および事象の共有

1. 「いじめ」と思われる事象が起こった場合や、いじめの訴えがあった場合には、管理職に速やかに報告し、校内委員会を開催する。
2. いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒や関係する児童生徒から、教員は真摯かつ誠実な姿勢で徹底した事実確認を速やかに行う。
3. 「気付き見守りアプリ」等を活用しながら教員間で情報を共有し、学校全体で組織的な対応を行う。
4. 教員間やSC、SSWと情報を整理・共有し、丁寧なアセスメントを行い、多面的な視点から組織的な対応を検討し、実行する。アセスメントは、BPSモデルに基づいた専門性の高いアセスメントであることが求められる。

##### イ 保護者等への説明や学校の設置者への報告

1. 調査した事実関係、指導・援助方針を速やかに正確に保護者に説明し、同意を得る。特に児童生徒や保護者からの訴えにより「いじめ事象」を把握した場合には、より早い対応が求められる。
2. いじめを行った児童生徒がいじめをしたと十分に納得できていない場合は、保護者とともに児童生徒の行為の背景要因を探り、成長支援という視点を持ちながら理解を促せるように働きかける。
3. 保護者への説明は、直接対面で行い、学校は管理職を含めて複数名で対応する。
4. いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒だけではなく、クラスや学年、部活動内の児童生徒への説明の機会を設け、いじめの再発防止に努める。
5. 学校の設置者にいじめの発生や対応について報告し、校内いじめ防止対策委員会への外部専門家の活用について設置者と検討する。

##### ウ いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒への対応

1. 学校は、教職員間の連携による見守り体制を構築し、いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応する。
2. いじめを受けた児童生徒が登校できない場合は、オンライン授業の活用など学

習機会の保障をはじめ学校復帰のための支援を行う。

3. いじめを受けた児童生徒がいじめを行った児童生徒と接することを恐れる場合には、いじめを行った児童生徒の別室登校なども検討する。
4. いじめを受けた、いじめを行ったに関わらず、児童生徒から直接、思いを聴き取り、個々の気持ちを理解したうえでの対応を行う。
5. いじめを受けた児童生徒・保護者、いじめを行った児童生徒・保護者へのカウンセリングを実施し、それぞれの思いを整理し、心的外傷の予防を図る。

## 2. 家庭における取組

**「奈良県いじめ防止基本方針」の抜粋**

## 1 家庭における教育

家庭は、子どもが「自分はかけがえのない存在である」と感じられる、すこやかな「育ち」の基盤です。家庭で健全な生活習慣を身に付け、家族とのコミュニケーションを深め、いのちの尊さを実感させて子どもの自尊感情を育むことが重要です。また、家庭の温かい雰囲気により、子どもの心は安定し、情緒的な結びつきや他者を尊重する気持ちを育むことができます。

保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、規範意識を養うなど必要なしつけに努めるものとします。また、子どもがいじめに関わっていないか常に注意を払い、疑いがある場合は、学校や相談機関等との連携に努めるものとします。

## 2 学校等によるいじめの防止等のための対応への協力

保護者は、学校が講ずるいじめの防止等の対応に協力するよう努めるものとします。

また、大人がその責任と役割を自覚し、学校や地域と連携して「いのちの教育」を推進します。

## 3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携

保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、いじめに関わる心配等がある場合には積極的に学校や関係機関等と連携をとるよう努めるものとします。

**<主な意見>****(1) 未然防止**

1. 乳幼児保健・就学前の相談において、子どもの認知発達のみならず、心の状況のアセスメント及び支援を実践するために臨床心理士・公認心理師等を活用する。
2. 日頃から子どもの気持ちを受け止めた話し合いができる関係づくりを心がける。
3. 細やかな情報の発信を通じ、「いじめ防止」の意識や取組を学校と共有する。
4. 子どもの発達や性格、特性について学校と共有し、子どもの心身の変化に早期に気づけるように配慮する。

**(2) 早期発見**

1. 普段とは違う子どもの変化に家族が気づくことができるよう、奈良県PTA協議会作成の「いじめ防止啓発ポスター」を活用する。
2. 子育てに関する「ストレス・チェック」など親の悩み、不安、気づきなどの可視化を図り、どの子も加害者、被害者になり得ることを、日々の子育てのなかで「いじめ」の認識を深める。



3. SCや福祉領域の心理士およびSSW、精神保健福祉士（PSW）と連携する。

### (3) 早期対応

1. いじめを受けた児童生徒を含めた子どもたちにとって最善のケアを優先するために求められることを学校と連携し、理解し対処する。
2. 学校からの説明を受けて、学校と家庭が連携して対処していく。
3. いじめを行った児童生徒が社会的ケアを要する場合、関係機関と連携し、支援を求める。
4. 奈良弁護士会の電話相談窓口「子どもの悩みごと相談」を活用する。

## 3. 地域や関係機関等における取組

## 「奈良県いじめ防止基本方針」の抜粋

本県の子どもは、通塾率が高く、一方で地域行事等への参加率が低い傾向にあります。地域や関係機関等との関わりの中で、子どもたちが公共心や規範意識、コミュニケーション力を育成できる取組を推進する必要があります。そのため、県及び県教育委員会が作成する文書に基づき、各学校は地域や関係機関等に対し、以下の取組を依頼するものとします。

## 1 地域における取組

地域としての日常的ないじめ防止等の推進

- ・見守り等の活動
- ・いじめが疑われる行為に対しては、声かけや学校への連絡

## 2 関係機関等における取組

子どもの健全な成長を願う関係機関等や団体等におけるいじめ防止等の取組の推進

関係機関等や団体等の例

- 自治会、こども会、老人会、PTA
- 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学習塾等

## &lt;主な意見&gt;

## (1) 未然防止

1. 地域ぐるみの「あいさつ運動」「声かけ」などによる地域で子どもを見守る体制づくりを行う。
2. 警察による非行被害防止教室を実施する。
3. 必要な子どもおよび保護者に、学校のSCや地域の心理療法が受けられる機関を案内する。
4. 発達早期からの家庭支援を行う。(幼稚園・保育園・認定こども園での心理相談への臨床心理士の配置等)
5. 医療機関は、診察室での子どもと保護者の関係性、あるいは子ども同士の関係性から、いじめが起こりうるような素因がないか気に掛ける。
6. 医療機関の診察室の待合などに未然防止のポスターを掲示する。
7. 子どもの特性などについて詳しく客観的に把握し認識し、当該児童の学校教育や生活に活用するために、保護者に対して、専門的機関と一緒に相談することを提案し実施できる仕組みを構築する。
8. 塾と連携し、学校外での情報を収集する。
9. 弁護士がPTAへいじめ関連の法律を周知する。
10. 市町村教委および学校主催のいじめ研修会へ臨床心理士・公認心理師等が講師参加する。

1. 臨床心理士・公認心理師等が、学識経験者として関係機関の会議（PTA研修会、教員研修、その他関係機関での研修）へ出席する。

## （2）早期発見

1. 関係機関が連携し困っている子どもや親を支える地域づくりを行う。
2. 相談機関、相談窓口を確立し、きめ細やかに周知する。
3. 校外において不自然なふざけあい等の様子を見かけたら民生児童委員への通報など地域への働きかけを図る。
4. 学警連携制度を活用し、適切な情報連携を行う。
5. 各種相談機関における臨床心理士・公認心理師によるカウンセリングを行う。
6. 医療機関では、診察室での子どもの表情、発言、あるいは不定愁訴などから、いじめにあっていないか注意する。
7. 診察室の待合などに早期発見のポスターを掲示する。
8. 校医は子どものSOSのサインを早期発見できるよう研修会を通じて知見を深め、検診時等に活かす。
9. 法務局による「子どもの人権110番」で、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じる。小・中学校の児童生徒への「子どもの人権SOSミニレター」を配布する。

## （3）早期対応

1. 学校と連携した警察として必要な対応を推進する。
2. 校医が学校の事例検討会などに参加し、意見を述べる。
3. 学校は、いじめた側、いじめられた側の両者が所属する機関であり、立ち位置が難しいため、当該学校の教職員以外の第三者的な立場の者が、いじめを行った児童生徒側に寄り添い、その声を傾聴して、いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒の双方が成長につながる問題解決の糸口を見つけられるシステムをつくる。
4. スクールロイヤー等法務相談体制を充実させる。
5. SC、SSWを拡充する。
6. いじめを含む子どもの人権問題に関する人権研修に法務局から講師を派遣する。